

○上越教育大学派遣留学生助成事業実施要項

(平成28年3月1日学長裁定)

(趣旨)

- 1 この要項は、上越教育大学（以下「本学」という。）の学部学生及び大学院学生が派遣留学生（以下「奨学生」という。）として外国の大学に留学する場合に奨学金を給付し、留学を支援するための上越教育大学派遣留学生奨学金（以下「奨学金」という。）に関して必要な事項を定める。

(資金)

- 2 奨学金は、上越教育大学基金をもって充てるものとする。

(給付対象者)

- 3 奨学金の給付対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 本学に在学する学生（非正規学生を除く。）であること。
- (2) 本学の学生交流協定等に基づいて協定校に留学する者で留学期間が3か月以上1年未満であること、又はこれらに準ずる派遣留学生として本学が特に認める者であること。
- (3) 留学の目的及び計画が明確で留学の成果が期待できるとともに、留学期間終了後、引き続き本学で学業を継続する意思のある者（休学して留学する者を含む。）であること。

(給付額等)

- 4 奨学金の給付額は、1回の派遣留学につき5万円とし、その給付は、別に定める予算の範囲内で実施する。

(給付申請手続)

- 5 奨学金の給付申請及び奨学生の選考手続は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 派遣留学が決定した学生は、別に定める申請期間に、別記様式の上越教育大学派遣留学生奨学金申込書を学長に提出する。
- (2) 学長は、申請者について学内選考を行い、奨学生を決定し、結果を応募者に通知する。

(奨学金給付者の決定)

- 6 奨学金給付者の決定は、国際交流推進センター運営委員会（以下「センター運営委員会」という。）の議に付し学長が行う。

(奨学金の返還)

- 7 学長は、奨学金の給付に虚偽の事実を発見したときは、委員会の議に付し、給付した奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

(事務)

- 8 奨学金に関する事務は、財務課の協力を得て、研究連携課において処理する。

(雑則)

- 9 この要項に定めるもののほか、奨学金の給付に関し必要な事項は、国際交流推進センター長が別に定める。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

